

離職により住宅等にお困りの方に対する各種支援

～第二のセーフティネット～

【平成 24 年 4 月版】

	住宅手当	総合支援資金貸付	臨時特例つなぎ資金貸付
	地方自治体	市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
制度概要	離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付。	失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。	公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない住居喪失離職者に対する、当座の生活費の貸付。
支援の概要	<p>【支給額】 賃貸住宅の家賃額 ※地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。 例：月 32,000円 （福井市・単身者・収入84,000円以下の場合）</p> <p>【支給期間】 原則6ヶ月 一定の条件の下、最大9ヶ月受給可能 ※雇用保険、年金等を含む公的な給付・貸付を受けることができない方は、「総合支援資金貸付」との併用が可能です。</p>	<p>【貸付額】 ①生活支援費（二人以上の世帯：上限月額20万円 単身世帯：上限月額15万円、最長12ヶ月） ②住宅入居費（敷金・礼金等）（上限40万円） ③一時生活再建費（上限60万円）</p> <p>【連帯保証人・利子】 原則連帯保証人が必要（無利子）。立てない場合は利子年1.5%。 ※住居のない方は「住宅手当」との併用をする必要があります。</p>	<p>【貸付額】 上限10万円</p> <p>【連帯保証人】 不要</p> <p>【利子】 無利子</p> <p>※貸付けを希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。</p>
支援対象者の要件	<p>次の要件全てに該当する方</p> <p>①平成19年10月1日以降に離職した ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある ③離職前に主たる生計維持者であった（注） ④申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入の合計額が以下の金額である 単身世帯：8.4万円に家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満 2人世帯：17.2万円以内 3人以上世帯：17.2万円に家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満 ⑤申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金が次の金額以下である 単身世帯：50万円 複数世帯：100万円 ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに就職申込みを行う ⑦申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でない</p> <p>※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募等が必要です。</p>	<p>次の要件全てに該当する世帯（貸付を受ける方は本人確認が必要）</p> <p>①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない ④低所得世帯（市町村民税非課税程度）である ⑤社会福祉協議会及び関係機関（ハローワーク等）から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意している ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込める ⑦本人及び世帯に属する方が暴力団員でない</p> <p>※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。 ※貸付けに当たっては社会福祉協議会での審査があります。</p>	<p>次の要件全てに該当する方</p> <p>①住居を喪失した離職者である ②離職者支援のための公的給付制度（雇用保険求職者給付、住宅手当、職業訓練受講給付金、生活保護等）または公的貸付制度（総合支援資金貸付等）の申請が受理されている方 ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している</p>

（注）離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計者となっている場合も含む。